

静岡市屋外広告物条例の一部改正について

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号を次のように改める。

- (6) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第 4 条第 1 項に規定する高速自動車国道及び
全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第 2 条に規定する新幹線鉄道の全区間並び
にこれら以外の道路及び鉄道の市長が指定する区間

第 4 条第 1 項第 4 号中「さく」を「柵」に改め、同項第 8 号中「及び照明塔」を「、照明塔
及び発電用風力設備（発電用風力設備自体の高さが10m以下のものを除く。）」に改め、同項に
次の 1 号を加える。

- (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及
び同法第28条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

第 4 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 貼り紙

第 4 条第 3 項第 2 号中「はり札」を「貼り札」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体その他市長が指定する公共
的団体」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (6) 避難誘導表示、海拔表示その他これらに類する防災を目的として表示し、又は設置する
広告物又は掲出物件で、あらかじめ市長に協議したもの

- (7) 災害又は伝染病が発生したとき等緊急の必要がある場合に、当該災害等への対応のため
表示し、又は設置する広告物又は掲出物件

第 6 条第 3 項第 1 号中「、第 9 号又は第 10 号」を「から第 10 号まで又は第 12 号（景観重要建
造物に限る。）」に改め、同項第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、

同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第4条第1項第3号に掲げる物件及び同項第12号に規定する景観重要樹木にその樹名等を表示するもので、規則で定める基準に適合するもの
第6条に次の2項を加える。

7 表示又は設置の期間が5日以内の広告物又は掲出物件で、規則で定める基準に適合するものは、前条の規定にかかわらず、普通規制地域において、これを表示し、又は設置することができる。

8 第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件で交通事故の捜査、交通規制等を目的とするものとして規則で定めるものであって、規則で定める基準に適合するものは、第3条、第4条第3項及び前条の規定にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。

第31条第1号中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第2号及び第4号」に改め、同条第2号中「、第6項」を「及び第2号並びに第6項から第8項まで」に改める。

第32条中「第6条第1項第4号」を「第6条第1項第2号及び第4号」に改める。

第33条第3項中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改める。

別表第1中「はり紙」を「貼り紙」に改める。

附 則

この条例は、平成28年11月1日から施行する。